

## 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、連続休暇の取得促進のための周知・広報を行います。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、「プラスワン休暇」等で連続休暇に。

## しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

○働き方・休み方を変える第一歩として、「**プラスワン休暇**」を実施しましょう。

「プラスワン休暇」とは、

土日、祝日等の所定休日に年次有給休暇1日を組み合わせて3日以上連続休暇とするものです。

○年次有給休暇取得に向けた**職場づくり**に取り組みましょう。

- ・経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。
- ・労使の話し合いの機会を設け、年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

○年次有給休暇の「**計画的付与制度**」を活用しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与」とは、

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた日数については、労使協定を結ぶことによって計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

○大阪労働局「働き方・休み方改善コンサルタント」が、年次有給休暇の取得促進等、働き方・休み方改善に取り組む事業主からのご相談に応じます。

○大阪労働局及び各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでは、年次有給休暇に関する労使からのご相談に応じます。

10月は  
「年次有給休暇  
取得促進期間」です。



「休暇」で、  
秋を満喫する。



「休暇」で、  
旅を楽しむ。

+1

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。



「休暇」で、  
家族とくつろぐ。

# しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせ、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得  
促進期間です。

## 2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 +	8
9	10 +	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21 +	22
23 +	24	25	26	27	28	29
30	31					

年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

## 事業場での具体的な取組の一例

### 年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

### 労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)\*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。\*就労条件総合調査

### 1. 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

### 2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。